

琉球大学職員退職手当の調整額区分適用表

区分	調整月額	一般職本給表(一)			一般職本給表(二)			教育職本給表(一)			教育職基本年俸表(Ⅰ) 教育職基本年俸表(Ⅱ)			教育職本給表(三)			医療職本給表(二)			医療職本給表(三)			役員本給表 号 数
		級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	級	適用範囲	役職加算	
第1区分	95,400																						6号数
第2区分	78,750																						5～1号数
第3区分	70,400	10		20																			
第4区分	65,000	9		20				5	I 種かつ 役職加算20%	20													
第5区分	59,550	8		20				5	役職加算20%	20				4		20							
第6区分	54,150	7		15				5	上記以外の者	15	5		20 15	4	IV種(14%以上)	15	8		15	7		15	
第7区分	43,350	6		15				4	役職加算15%	15				4	IV種	15	7 6		15 15	6		15	
第8区分	32,500	5		10	5	総括的業務を行う長	10	4	上記以外の者	10	4		15 10	3	IV種	10	5	IV種以上	10	5		10	
第9区分	27,100	4		10	5	上記以外の者	10	3		10	3		10	3 特2 2	V 種以上 〈※1〉	10 10 10	5	上記以外の者	10	4		10	
第10区分	21,700	3		5	4 3	 在級期間が 120月を超える者	5 5	2		5	2		5	2	〈※2〉	5	4 3		5 5	3 2	 在級期間が 360月を超える者	5 5	
第11区分	0	第1号区分から第10号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者																					

- この表は、令和5年4月1日以後に退職した者の平成18年4月1日以後の基礎在职期間について適用する。(この表は、国家公務員退職手当法施行令別表第1(第6条の3関係)ロの表等をもとに作成したものである。平成18年3月31日以前については、別表第1イの表を参照。)
- 適用範囲欄のローマ数字は管理職手当の適用区分を、役職加算欄の数値は期末・勤勉手当の基礎額となる役職段階別加算額の支給割合(%)を示す。
- 本学においては、I 種及びIV種(14%以上)の適用なし。(「IV種(14%以上)」は、平成16年以降廃止(法人化前から本学は適用なし))
- 〈※1〉:経験年数30年(大学4卒)以上、〈※2〉:経験年数12年(大学4卒)以上 (大学4卒以外の学歴を有する場合は、修学年数調整可)
- 役員本給表欄は、役員退職手当規程第8条第1項又は職員退職手当規程第10条第2項の適用を受ける役員又は職員の役員在职期間について適用する。